

鹿児島工業高等専門学校入学料徴収猶予選考の実施に関する取扱要領

- 1 鹿児島工業高等専門学校入学料、授業料の免除及び入学料、授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程に基づく入学料徴収猶予者の選考は、この取扱要領の定めるところによる。
- 2 入学料徴収猶予者（鹿児島工業高等専門学校学則第 40 条第 1 項に該当する者）の選考は、入学料徴収猶予申請者の家計状況及び学業成績について、次に定める基準に基づき行う。
 - (1) 家計基準
独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領（以下「機構要領」という。）に定める算出方法により算出した本人の属する世帯の 1 年間の総所得額が機構要領に定める収入基準額（以下「収入基準額」という。）以下の者
 - (2) 家計基準の特例
次の各区分の一に該当する者は、家計基準を緩和して徴収猶予の対象とすることがある。ただし、この場合の緩和の程度は、収入基準額を超える金額が 10%の額以内であるものとする。
 - ア 長期療養者のいる世帯に属する者
 - イ 障害者及び障害者のいる世帯に属する者
 - ウ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟
 - (3) 学力基準
次のいずれかを満たす者
 - ア 推薦選抜による入学者
 - イ 学力選抜による入学者で入学試験の成績が上位 2 / 3 以内の者
 - (4) 学力基準の特例
次の各区分の一に該当する者であって、かつ、学力選抜による入学者の入学試験の成績が学科の上位 3 / 4 以内の者。
 - ア 母子・父子世帯
 - イ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
 - ウ 障害者
 - エ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

附 則

この取扱要領は、平成 15 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 24 年 4 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年 6 月 21 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。